

加賀市医療提供体制推進委員会設置要綱

平成24年1月17日

（設置）

第1条 本市の医療提供体制の構築を目的に、加賀市医療提供体制推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、加賀市医療提供体制基本構想に基づき、地域医療施策を推進するため必要な事項について協議し、市長に建議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内及び顧問をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域医療の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 顧問は、委員会が行う調査検討において必要な見識を持つ者を、市長が委嘱する。

（委員等の任期）

第4条 委員及び顧問の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし委員が会議に参加できなくとも、議事について文書による意見提出を行った場合は出席とみなす。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、緊急やむを得ない事情により会議を開催できないときは、会議を開くことなく個別に委員の承認を得る方法により、議事を決することができる。

(部会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査検討するための部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、医療提供体制検討室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱し、又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。